二　第四十一条で定めるところにより調査を行う場合　次に掲げる事項
イ～ハ　［略］
ニ　第四十条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項
ホ　［略］
（包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）
第四十八条　法第三十条の二の二ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第四十三条第一項各号に掲げる場合とする。
（書面の交付等）
第四十九条　法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第六号から第九号までに掲げる事項については、法第三十条第一項に基づき交付した書面に、次条第三号に定めるところにより記載した場合には省略することができる。
一～四　［略］
五　法第三十条の四の規定に関する事項
六～九　［略］
第五十条　法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
二～四　［略］
第五十一条　法第三十条の二の三第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、法第三十条第二項に基づき交付した書面に、次条第三号に定めるところにより記載した場合には省略することができる。
一～三　［略］
四　法第三十条の五の規定に対する抗弁に関する事項
五～八　［略］
第五十二条　法第三十条の二の三第二項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
二～四　［略］
第五十三条　法第三十条の二の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
二・三　［略］

二　第四十一条で定めるところにより調査を行う場合　次に掲げる事項
イ～ハ　［略］
ニ　第四十条第二項各号列記以外の部分又は第三項各号列記以外の部分の同意を得たときは、当該同意に関する事項
ホ　［略］
（包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）
第四十八条　法第三十条の二の二ただし書の経済産業省令で定める場合は、第四十三条第一項各号に掲げる場合とする。
（書面の交付等）
第四十九条　法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～四　［略］
五　包括信用購入あつせん業者に対する抗弁に関する事項
六～九　［略］
第五十条　法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　第三十六条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。
二～四　［略］
第五十一条　法第三十条の二の三第二項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～三　［略］
四　包括信用購入あつせん業者に対する抗弁に関する事項
五～八　［略］
第五十二条　法第三十条の二の三第二項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　第三十七条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。
二～四　［略］
第五十三条　法第三十条の二の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　第三十七条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。
二・三　［略］